北海道木材産業等高度化推進資金貸付要綱

昭和５４年１１月２日制定
［最終改正］令和８年５月１５日
林業木材第２５３号

（総則）

第１条　道は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和５４年法律第５１号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和５４年政令第２０５号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（５４林野企第８３号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第４７号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第３１０号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成8年農林水産省令第58号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（8林野流第105号）並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（8林野流第106号）の定めるところによるほか、この要綱の定めるところにより、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、道内の木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）並びに森林所有者、木材利用事業者及び木材製品利用事業者等が共同して木材の安定的な取引関係の確立を図るために必要な資金の一部を貸付けする措置を講じ、もって、木材関連産業及び林業の健全な発展に資するものとする。

（資金措置）

第２条　道は、前条の目的を達成するため、予算で定める範囲内において、木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」という。）を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に資金の預託を行うものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた第４条第１号の事業経営改善合理化資金（アの素材生産等促進資金（知事が選定した林業経営体（以下、「選定経営体」という。）、単独事業体にあっては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けを除く。）に限る。）及び同条第３号の林業経営改善資金（アの林業経営高度化推進資金に限る。）の額の４倍に相当する額に、第４条第１号の事業経営改善合理化資金（アの素材生産等促進資金（単独事業体にあっては、中規模事業体への貸付けに限る。））及び同条第３号の林業経営改善資金（イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けを除く。））の額の３倍に相当する額に、第４条第１号の事業経営改善合理化資金（アの素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けに限る。）及びイの新規需要創出資金）、同条第２号の木材高度

加工資金、同条第３号の林業経営改善資金（イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付に限る。））及び同条第４号の木材安定供給資金の額の２倍に相当する額を加えた額の推進資金を第３条に規定する者に対し貸付けするものとする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000m3以上の事業体をいう。

また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000m3以上の事業体をいう。

（借受資格者）

第３条　取扱金融機関から推進資金の貸付けを受けることができる者は、生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善又は事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善に関する措置を内容とした木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）、林業を営む者にあっては、林業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下、「木安法」という。）に基づく木材安定供給確保事業に関する計画が適当である旨の知事等の認定を受けた者（以下、「木材安定確保事業計画認定者」という。）とする。

(1)　森林組合又は森林組合連合会

(2)　森林所有者（森林法第２条第２項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）又はその組織する団体

(3)　素材生産業を営む者又はその組織する団体

(4)　木材製造業を営む者又はその組織する団体

(5)　木材卸売業を営む者又はその組織する団体

(6)　木材市場を開設する者又はその組織する団体

（推進資金の種類）

第４条　この要綱に基づき貸付けを行う推進資金の種類は、合理化計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金及び林業経営改善計画認定者が林業経営の改善を推進するのに必要な資金並びに木材安定確保事業計画認定者が木材の安定供給を確保するのに必要な資金で次に掲げるものとする。

(1)　事業経営改善合理化資金

ア　素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係る者に限る。）又は数人共同の事業体若しくは単独事業体（数人共同の事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあっては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加

工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

イ　新規需要創出資金

木材の製造に係る事業体であって木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

(2)　木材高度加工資金

ア　木材の製造に係る事業体（知事の定める事業体に限る。）が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

イ　長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

(3)　林業経営改善資金

ア　林業経営高度化推進資金

(ｱ)　林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

(ｲ)　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負せるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

イ　伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

(4)　木材安定供給資金

木安法第４条に基づく知事等の認定を受けた事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。）に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）

（預託の決定）

第５条　知事は、取扱金融機関に対する資金の預託にあたっては、第３条に規定する合理化計画等に基づき、預託を決定するものとする。

（契約の締結）

第６条　知事は、資金の預託の決定をしたときは、契約書様式により取扱金融機関と契約を締結するものとする。

（資金の貸付方法等）

第７条　第４条に規定する推進資金の貸付方法等については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　貸付の方法

証書貸付、手形貸付、当座貸越又は電子記録債権貸付とする。

なお、当座貸越については極度貸付方式とする。

(2)　返済の方法

取扱金融機関の所定の方法による。

(3)　担保及び保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

（資金の貸付条件）

第８条　推進資金の貸付条件については、別に定める北海道木材産業等高度化推進資金貸付事業実施要領によるものとする。

（独立行政法人農林漁業信用基金による保証）

第９条　取扱金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金による保証の活用を図ることにより、第４条に規定する推進資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。

（報告及び調査）

第 10 条　取扱金融機関は、毎月の推進資金の貸付状況を別記様式により、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって、翌月１０日までに知事に報告するものとする。

なお、電磁的記録による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

２　知事は、この要綱に基づく貸付けについて職員をして取扱金融機関及び借受者について調査させることができる。

附　則（令和８年５月１５日　林業木材第２５３号）

この要綱は、令和８年５月１５日から施行する。

別記様式（第６条様式）

預託契約書

北海道（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、北海道木材産業等高度化推進資金貸付要綱（昭和５４年１１月２日付け林業第６６１号。以下「要綱」という。）及び北海道木材産業等高度化推進資金貸付事業実施要領（昭和５４年１１月２日付け林業第６６１号。以下「要領」という。）に基づく資金の供給について、次のとおり契約を締結する。

（目的及び資金の供給）
第１条　甲は、乙に対し要綱及び要領（以下「要綱等」という。）に基づき木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」という。）の貸付けを行うために必要な資金（以下「預託金」という。）の一部を供給するものとする。
２　預託金額については、毎年度、甲が乙に別途通知するものとする。
なお、通知した額を変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（預託金供給の条件）
第２条　甲の乙に対する預託金供給条件は、次のとおりとする。
(1) 預　託　期　間　　毎年度の預託金供給日から１年以内とし、甲が乙に別途通知するものとする。
(2) 預 託 の 利 率　　毎年度、甲が乙に別途通知するものとする。
なお、通知した利率を変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。
(3) 預託金の償還方法　乙は、甲の発行する納入通知書により、預託金の供給期間の末日までに償還すること。
(4) 利 息 の 支 払　　乙は、甲の発行する納入通知書により、９月の最終営業日及び預託を受けた資金の償還の日に支払うものとし、各支払日に支払うべき利息の計算期間は、資金の預託の日又は前回支払い期日から、次の支払い期日又は預託を受けた資金の償還の日の前日までの期間とする。ただし、計算の期間に当たっては民法１４３条の規定にかかわらず、１年を３６５日として計算する。

（期限前償還）
第３条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認める場合において、甲から請求を受けたときは、甲の請求するところに従い、第２条に規定する預託金の供給期間にかかわらず、供給を受けた預託金の全部又は一部を期限前に償還するものとする。
(1) 供給した預託金を要綱等に定める貸付けの目的以外の目的に使用した場合
(2) 供給した預託金が、事業実行上の事由により必要でないと認められる場合
(3) 前２号に掲げる場合のほか、正当な理由がないのに要綱等に定める貸付けの条件に違反した場合
２　前項の規定により、預託金を期限前償還する場合における当該預託金に係る利息については、償還する日に納入するものとする。

（違約金）
第４条　乙は、償還期日までに供給を受けた預託金を償還せず、又はその利息を支払わなかったときは、甲は乙に対して償還期日の翌日から償還又は支払の日までの日数に応じ、償還又は支払をすべき金額につき年10.75 パーセントの割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。

（推進資金の貸付け）
第５条　乙は、要綱等に定めるところにより、第１条の規定により供給を受けた預託金の額の２倍、３倍又は４倍に相当する額の推進資金を貸し付けるものとする。
２　貸付枠については、毎年度、甲が乙に別途通知するものとする。
なお、通知した貸付枠を変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（保険事故発生時における預託金の相殺）
第６条　乙に預金保険法（昭和４６年法律第３４号）第４９条第２項又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和４８年法律第５３号）第４９条第２項に定める保険事故が生じた場合で、甲が乙に対し借入金その他の債務を有するときは、甲は、預託金を甲の乙に対する借入金その他の債務と相殺することができる。この場合において、預託金は、当該相殺額につき第３条に定める償還期日が到来したものとして取り扱う。
２　前項の規定により相殺をしようとするときは、甲は、乙に対し書面により通知するものとする。

（報告）
第７条　乙は、甲の定めるところにより、毎月の推進資金の貸付状況を別記様式により翌月１０日までに甲に報告するものとする。

（契約期間）
第８条　本契約の契約期間は、契約締結日から１年間とする。ただし、契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約期間満了日の２か月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本契約は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）
第９条　本契約書及び要綱等に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　月　日

甲　　北海道
北海道知事

住所

乙　　取扱金融機関
代表者氏名

別記様式（第10条関係）

木材産業等高度化推進資金貸付実施状況報告書（　　年　　月分）

北海道知事　様

金融機関名

木材産業等高度化推進資金の貸付状況について、次のとおり報告します。

（単位：件、千円）

資金の種類（短期資金）			前月末貸付残高		当月貸付								当月償還		当月末貸付残高		備考
					単独事業		左記以外		計		信用基金保証付						
			件数	金額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	2倍協調							0	0	（　）	（　）					
		3倍協調							0	0	（　）	（　）					
		4倍協調							0	0	（　）	（　）					
	新規需要創出資金	2倍協調							0	0	（　）	（　）					
木材高度加工資金		2倍協調							0	0	（　）	（　）					
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金 造林資金	4倍協調							0	0	（　）	（　）					
	林業経営高度化推進資金 素材生産	4倍協調							0	0	（　）	（　）					
	伐採・造林一貫作業推進資金	2倍協調							0	0	（　）	（　）					
		3倍協調							0	0	（　）	（　）					
木材安定供給資金		2倍協調							0	0	（　）	（　）					
合　計																	

（注）1当月の貸付欄の「単独事業」とは、知事の定める単独事業体である。

2「信用基金保証付」とは、当月貸付のうち（独）農林漁業信用基金による債務保証に係るものとする。

3 この報告書は、短期資金に係るものとする。

（付表）

木材産業等高度化推進資金借受者別運用状況（　　年　月分）

（単位：件、千円）

借受者名	資金種類	前月末貸付残高		当月貸付（信用基金保証付）		当月償還		当月末貸付残高		備　考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
				（　　）	（　　）					
合　　計				（　　）	（　　）					

（注）１　事業経営改善合理化資金の素材生産等促進資金については、2倍、3倍・4倍の別を備考欄に記載すること。

２　林業経営改善資金の伐採・造林一貫作業推進資金については、2倍・3倍の別を備考欄 に記載すること。